

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

いざという時に頼りになる、ここぞという時に結果を出す人には普段の努力もさることながら強いモチベーションを維持し続ける精神力と集中力があります。引退も囁かれた北島康介がオリンピック代表に選ばれ三度目の金メダルを目指します。北京オリンピックの後、しばらく水泳から遠ざかっていました。メリハリをつけ、本番にピークを持ってくるための練習方法を知っているのでしょうか。

努力は継続すればどこかで必ず報われます。それでも、有効な結果を出すには努力も創意工夫で質を上げることが大事です。

私の書棚より

○情報を得てから動くことはいかにも定石らしいが、危機が起きたときには通用しない。激しい変化に臨機応変に対応するには、日ごろの変化対応の蓄積がカギを握っている。

○危機を好機としてとらえ、平時にできなかったことを行うことで、利益率向上と将来の成長に向けた礎を築くことを同時に実現する。それが危機耐性力を高める。

「危機を超える経営」
伊藤邦雄著 日本経済新聞出版社

税務アンテナ

□消費税法の一部が改正されています。個人は平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する年から、法人は平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から免税制度の適用要件が見直されています。これまで基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であれば、免税事業者でしたが、個人の場合は課税期間の前年 1 月 1 日から 6 ヶ月間、法人の場合は前事業年度開始の日から 6 ヶ月間の課税売上高が 1,000 万円を超える場合には、当該課税期間から課税事業者となります。

なお、課税売上高が 1,000 万円を超えて、給与等支払額の合計額が、同じ 6 ヶ月間で 1,000 万円以下の場合には免税事業者になります。

□法人税法では役員賞与は損金不算入とされていますが、使用人兼務役員の使用人部分の賞与は損金算入されます。ただし、他の使用人の賞与支給時期と異なる時期に支給したものは損金不算入となります。

また、第 1 順位から順次判定し、第 3 順位までの株主グループの所有割合の合計が 50 % を超え、そのグループに属しており、かつ、本人及びその配偶者を含めた持ち株比率が 5 % を超えている場合には、使用人兼務役員とはなりませんので、その賞与は損金不算入となります。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

5月の税務スケジュール

10日	○ 4月分の源泉所得税の納付
15日	○特別農業所得者の承認申請
31日	○ 3月決算法人の確定申告 ○ 9月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 6月、9月、12月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 5月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『「常識」の反対は、「独創的」である』 by 田中耕一